

仕 様 別 紙

1頁

件 名	東部会館プール床暖房温水管漏水修繕
概 要	1. 目 的 東部会館プールサイドの床暖房温水管について漏水が発生しているため修繕するものです。 2. 場 所 日野市東部会館（日野市石田1-11-1） 3. 履行期間 契約締結日の翌日から令和8年1月26日まで 4. 修繕内容 (1) 配管交換工 一式 ・耐熱性硬質ポリ塩化ビニル管 φ40 HTVP 126m ・同上継手接合材 1式 ・同上配管支持金物 ステンレス製 1式（吊バンド・ターンバックル・全ねじ等） (2) 配管保温工 一式 ・給湯用ワンタッチポリエチレンフォームチューブ+テープ巻き 126m ・ペローズ形伸縮管継手 (株)ベン JB-14型 φ40 複式 2個 ・フランジ継手(給湯用) φ40 ボルト・ナット・パッキン一式含む 1式 ・同上伸縮継手取付 地下ピット躯体固定 1式 ※配管通水試験費、雑材消耗品、壁研り及び補修費含む。 ※既設配管の撤去・処分・運搬費等含む ※養生費及び現場雑費等諸経費含む。 5. 作業条件 (1) 作業は、市担当者で調整した上、指定する日時に行うこと。 (2) 修繕に必要な材料等については、事前に手配すること。 6. 注意事項 (1) 作業は東部会館の休館日に実施すること。実施日については、事前に市担当者と調整を行うこと。 (2) 修繕箇所については、事前に市担当者と確認すること。 (3) 作業時間は午前9時から午後5時とし、作業時間以外についても、安全確保に十分留意すること。 (4) 作業及び車両の出入り等にあたっては、利用者及び通行人等への安全対策を十分に行い、事故のないよう施工すること。 (5) 当施設内の工作物等を汚損又は破損させた場合は、受注者の負担において速やかに原形復旧すること。 (6) 契約後、明らかになったやむをえない事情により条件が異なった場合には、市担当者と協議すること。 (7) 本業務で発生する発生材、既設物品等については、受注者の責任に於いて適切に処分すること。 (8) 仕様上に記載なくとも当然必要と認められるもの、機能上必要とされるものについては、受注金額内において施工すること。また、仕様書等において判明し難い箇所、施工時に生じた疑義は、必ず市担当者と協議すること。 (9) 受注者は業務実施にあたり周囲に危険、迷惑等がかからないよう十分な配慮を行い、安全確保に努めること。 (10) 作業の実施に際し、必要な機器・消耗品は受注者負担とする。また、やむを得ず既存の配管や設備等を移動・撤去する場合は市担当職員及び施設管理者と協議の上受注者負担にてそれを行い、作業後は速やかに原形復旧するものとする。 (11) 修繕期間中、騒音・振動等に十分注意すること。 7. 提出書類 (1) 着手届・材料承諾書 契約後速やかに提出すること。 (2) 工程表 契約後速やかに提出すること。 (3) 完了届

仕 様 別 紙

2頁

件 名	東部会館プール床暖房温水管漏水修繕
概 要	業務完了後速やかに提出すること。 (4) 写真帳（作業前後、作業中の写真） 業務完了後速やかに提出すること。 8. 支払方法 完了後一括払いとする。 9. その他 (1) 情報セキュリティポリシーの遵守 1) 本業務を履行するにあたって、「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」を厳正に遵守すること。 2) 日野市の情報資産の保護が適正に行われていることを確認するため、「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」に述べる書類（様式1～様式6）を業務内容に応じて提出すること。 なお、「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」については市ホームページの入札情報から入手できる。 3) 本業務を履行するにあたって、重要情報（機密性2以上の情報）を取り扱う場合には、盗難・改ざん・紛失・破損等を防止するための適切な処置を講じること。また、情報漏えい等が発生した場合の報告体制も整備すること。 (2) 環境負荷低減の取組みについて 1) 日野市では、「SDGs未来都市」として、資源の有効活用と廃棄物の削減による循環型社会の実現を目指し、環境マネジメントシステム「ひのエコ（事務事業のあらゆる領域における環境負荷の低減）」を推進している。 一方で、持続可能なまちを実現するためには、行政だけでなく、事業者や地域とのパートナーシップによる目標と価値観の共有が不可欠である。 このことを踏まえ、本業務の実施に当たっては、次に掲げる市の方針等（市ホームページにて閲覧可能）に記載している内容を遵守すること。 ①環境基本計画 ②環境配慮指針 ③環境方針 ④環境管理上の要望について ⑤地球温暖化対策実行計画 ⑥気候非常事態宣言 ⑦日野市プラスチック・スマート宣言 2) 洗剤の使用については、天然素材を利用した洗剤など、環境にやさしいものを使用すること。 ただし、業務履行上その目的を達成することが困難な場合に限り、必要最小限での合成洗剤使用を可能とする。 (3) 障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供の義務 本業務の履行にあたって、「日野市障害者差別解消推進条例（令和元年条例第42号）」に基づき、次の事項に留意すること。 1) 障害を理由とする不当な差別的取扱いを禁止するとともに、事業者は合理的配慮の提供をすること。 また、従業者に対し、障害及び障害者に対する理解を深める取組を行うよう努めること。 このほか、障害者に対してはその障害種別に応じて、適切な対応を行うこと。 2) 差別等事案を解決するための手続きの過程で、同条例第13条の規定に基づき、当該事業者が正当な理由なく同条例第12条の規定による「勧告」に従わないときは、市はその勧告の内容を公表することができる。 なお、「日野市障害者差別解消推進条例」は日野市ホームページにて確認することができる。 (4) 内部通報制度 1) 日野市では、組織全体のコンプライアンスを推進するため、「日野市職員等の内部通報及びコンプライアンス確保に関する条例（令和3年6月1日施行）」を制定し、内部通報制度を導入している。 本業務の履行に当たり、日野市の事務事業に関係する法令違反、不当な行為等を発見したときは、日野市が設置する行政監察員に対し、その旨を相談又は通報するよう努めるとともに、通報対象となる事実について、行政監察員が調査を行う際は、当該調査に協力しなければならない。

